

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和5年度 第1回

令和5年7月4日 (火)開催

1 日 時 令和5年7月4日(火) 13時30分～14時30分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中4名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 立花労働基準部長 佐藤賃金室長

佐々木賃金指導官 後藤賃金係 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 会長及び会長代理の選出等について
- (2) 令和5年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- (3) 令和5年度審議方針について
- (4) 令和5年度審議日程について
- (5) その他

5 配付資料

- 資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)
- 資料番号2 令和5年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)
- 資料番号3 令和5年度審議方針(案)
- 資料番号4 令和5年度審議会等開催予定(素案)
- 資料番号5 令和5年度答申日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)
- 資料番号6 秋田地方最低賃金審議会運営規程(案)
- 資料番号7 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)
- 資料番号8 秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領(案)
- 資料番号9 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領(案)
- 資料番号10 関係する法条項等

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

ただ今から、令和5年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、第50期秋田地方最低賃金審議会委員改選後初めての審議会となりますので、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきます。私は事務局を担当しております杉本と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、使用者代表 時田委員でございます。

委員の任命につきましては、本年4月1日付けで行っております。委員の任期は令和5年度から令和6年度までの2年間となっております。

ご就任いただきました委員の方々を会議資料1にございます第50期秋田地方最低賃金審議会委員名簿に従いまして、ご紹介させていただきます。

公益代表 伊藤委員、臼木委員、嵯峨委員、長岐委員、堀井委員、労働者代表 井上委員、小玉委員、後藤委員、佐藤委員、佐貫委員、使用者代表 小野委員、境田委員、佐藤委員、若泉委員。なお、今期、新しく委員にご就任いただいたのは、公益代表嵯峨委員、労働者代表 小玉委員、佐貫委員、使用者代表 境田委員の4名でございます。

委員の皆様におかれましては、今後2年間、よろしくお願いいたします。

次に、秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。

初めに、秋田労働局長の山本です。続いて、労働基準部長の立花です。賃金室の職員ですが、賃金室長の佐藤です。賃金指導官の佐々木です。賃金係の後藤です。私、賃金調査員の杉本でございます。不手際な点もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題の1は「会長及び会長代理の選出について」でございます。

会長及び会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされていますが、従来からこの審議会では、公益代表委員の間で互選をしていただき、労使委員双方から承認をいただくという形で進めてきました。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、従来のとおり進めさせていただきます。

本会議に先立ち、公益代表委員による打ち合わせにおいて、会長、会長代理の候補が互選されていますので、公益委員を代表して堀井委員から報告をお願いします。

○堀井委員

互選結果について報告申し上げます。会長に長岐委員、会長代理に臼木委員をお願いいたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、ご報告いただきましたとおり、会長に長岐委員、会長代理に臼木委員を選出することで、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、会長を長岐委員に、会長代理を臼木委員をお願いいたします。それでは、会長からご挨拶をいただき、以後の議事について会長に進行をお願いしたいと思います。

○長岐会長

この度、委員の改選に伴い、新たに会長を指名されました長岐でございます。秋田地方最低賃金審議会会長として、また公益代表委員として、各委員の協力をいただきまして公正中立の立場で審議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題2は「令和5年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について」となっています。

改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。それでは、局長、諮問をお願いします。

○山本局長

最低賃金法第12条に基づき、令和5年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

写真撮りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。それでは会長引き続きよろしくをお願いいたします。

○長岐会長

局長から諮問をお受けしました。

事務局から各委員に本諮問文の写を配付してください。配付が終わりましたら、読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、秋田県最低賃金の改正決定の諮問文を読み上げます。

---

(写)

秋労発基0704第1号

令和5年7月4日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田労働局長

山 本 博 之

秋田県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

---

以上です。

○長岐会長

諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○山本局長

本日付で着任いたしました山本でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和5年度の最低賃金改正決定の諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、審議会委員としてご尽力をいただきますことに、御礼申し上げます。

今年度の諮問につきましては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意したとの文言を入れさせていただいております。

この「経済財政運営と改革の基本方針2023」等につきましては、最低賃金の引上げに取り組む方針を明記したものとなっております。このあと担当から説明させていただきますが、ウクライナ侵攻の長期化に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰により、国内の物価も上昇を続ける中、皆様には、これらの点にも配意しつつ、秋田県の現状や今後の在り方等を踏まえた、充実した審議をお願いいたします。

最低賃金につきましては、皆様ご承知のとおり、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしており、本県の労働者並びに使用者の方々をはじめ県民全体にとって大きな関心事であり、その重要性はますます高くなっております。

私ども事務局といたしましても、皆様のご要望等に迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、県民の期待に応えるべく活発かつ充実したご審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○長岐会長

ただ今、局長から「秋田県最低賃金の改正決定について」調査審議を求められました。最低賃金の改正決定の審議にあたって事務局から説明事項がありましたらお願いします。

○佐々木賃金指導官

それでは「令和5年度最低賃金の政府方針(閣議決定)」についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

こちらの資料は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」いわゆる「骨太の方針」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」を2つの囲みで構成したものとなっており、いずれも関係部分を抜粋したものを、3ページからの資料として付けさせていただきました。資料をご覧ください。

上の囲み部分から読み上げますと、「第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成(家計所得の増大と分厚い中間層の形成)(略)となっており本文については、中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。」となっております。

続きまして、下の囲み部分を読み上げますと、Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」(7)多様性の尊重と格差の是正として、①最低賃金 最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

今年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。とされております。私からは以上です。

○長岐会長

ただいまの説明について、何かご質問はありますか。

特にないようですので、議題の2に戻ります。

本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により「秋田地方最低賃金審議会専門部会」を設けて、そこで調査審議することとなります。

それでは、事務局から諮問後の事務的な手続き等について、説明してください。

○佐藤賃金室長

本日、令和5年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また、専門部会委員の推薦公示につきましても本日、行います。

公示期間についてですが、意見聴取の公示期間は令和5年7月21日金曜日まで、また、専門部会委員推薦の公示期間を7月18日火曜日までといたしますので、よろしく願いいたします。

○長岐会長

ただ今、事務局から説明のあったとおり、意見聴取と最低賃金専門部会の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、進めていただくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのように進めていくこととします。

次に、議題3の「令和5年度審議方針について」事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

審議方針の案につきましては、資料3としてお付けしております。

あらかじめ会長及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとのことで一致しましたので、令和5年度審議方針案として提案いたします。要点のみご説明します。

この審議方針案の1の(1)のエに『専門部会において、各側の出席委員全員の



意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること』とあります。

最低賃金審議会令「第6条第5項」には「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、専門部会において「全会一致」で決議がなされれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお、「全会一致」で決議がなされた場合でも、本審の場で報告させていただきます。以上です。

○長崎会長

新しい委員もいらっしゃいますが、令和5年度の審議方針は、この審議方針案のとおりとすることによろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長崎会長

それでは、そのように決定することとします。

なお、事務局の説明にもありましたが、当審議会は審議会令「第6条第5項」の適用を定めておりますので、専門部会では、是非「全会一致」の決議に向けて円滑な審議にご協力をお願いいたします。

次に、議題4の「審議日程について」審議いたします。

今年度の審議日程について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、今年度の審議日程について説明いたします。

資料4をご覧ください。

本年度は、目安答申が示されるのは中央最低賃金審議会のスケジュールから7月下旬と予想されますが、確定したものではありません。

このため、現時点で想定している日程は、あくまでも7月下旬に目安答申が示されることを前提に、例年通りできる限り早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意願います。

8月1日火曜日の第2回本審では、中賃の目安伝達を行う予定です。同日、本審終了後に、第1回専門部会を開催します。ここでは、後ほど説明いたしますが、公示に基づき関係労使から意見書が提出された場合に、意見聴取等を行うことを

予定しております。その後、金額審議に入り、労使の基本的考え方を述べていただきたいと思いますので労使各側代表委員におかれましてはよろしく願います。

それから、8月4日金曜日の第2回専門部会での金額審議を経まして、事務局といたしましては8月7日月曜日の第3回専門部会での結審を想定しておりますが、審議状況によっては、日程がずれ込むことも考えられますので、8月8日火曜日を予備日としております。何卒、日程の確保をお願いいたします。

資料5をご覧ください。先程、8月7日の専門部会での結審を想定していると説明いたしましたが、答申日と書かれている左端の欄の8月7日月曜日に結審できれば、右端の欄に発効予定日と書かれている10月1日の日曜日に発効可能となります。審議がずれ込み8月8日に結審となりますと、今年度は暦の関係で、発効日は10月4日となり3日間ずれ込むこととなります。

また資料4に戻っていただきまして、答申後、異議申立の公示を行い、異議の申し立てがあった場合は、8月7日に答申があった場合には8月23日水曜日に第4回本審を開催することとなります。さらに、9月、10月と特定最低賃金の改正審議にかかる専門部会を開催する予定となっておりますので、今後日程調整をさせていただきます。以上でございます。

○長岐会長

ただ今の事務局の説明について、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、先ほど事務局からも説明がありましたが、中賃目安答申次第で日程に流動的な面はありますが、現段階においてはこの審議日程に沿って審議会を開催することよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのようにいたします。

次に、議題5の「その他」に移ります。事務局で何かありますか。

○佐藤賃金室長

その他として、4点について提案等をさせていただきます。

1点目は、秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正について、2点目は、秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領の改正について、

3点目は、意見聴取について、4点目は、最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策と参考資料集についてご説明させていただきたいと思います。

○長岐会長

それでは最初に、秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正について審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは1点目の秋田地方最低賃金審議会及び専門部会運営規程の改正について、説明させていただきます。資料6、資料7をご覧ください。

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、各方面で諸手続きにおける押印、署名について見直しが進められ、本省において、令和3年に審議会運営規程の議事録署名についても省略可能であるとの見解が示されたところです。秋田地方最低賃金審議会においては議事録署名を継続してまいりましたが、すでに議事録署名を省略廃止している秋田地方労働審議会とのバランスを取り、議事録署名の省略廃止について秋田地方最低賃金審議会及び専門部会の運営規程の改正を提案するものです。

資料6の新旧対照表をご覧ください。秋田地方最低賃金審議会運営規程については、第7条(議事録及び議事要旨)について、第1項「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長が指名した委員2名が署名するものとする。」を「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」に改正するものです。

資料7の(新旧対照表)をご覧ください。秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程については、第8条(議事録及び議事要旨)について、第1項「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するものとする。」を「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」に改正するものです。

なお、今後議事録署名を廃止した場合の議事録の真正性の担保につきましては、会長及び部会長、労使各側の代表者に議事録をメールにて確認をしていただくこととしております。運営規定の改正については以上です。

○長岐会長

「秋田地方最低賃金審議会運営規定」及び「秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規定」について、一部変更するというものでありますが、只今の事務局の説

明に何かございますか。

私から1点、先ほど他の地方審議会とは他の県のという意味ですね。

○立花労働基準部長

秋田局の地方労働審議会。最低賃金審議会ではなくもう一つの審議会ですすでに署名をなくしているという意味です。

○長岐会長

わかりました。ちなみに他の東北地方の県ではどのようになっているのですか。

○佐藤賃金室長

岩手は秋田と同様に署名を続けていまして、他の県は令和3年から省略している状況です。また、岩手も今年度、秋田と同じように審議会にかけて省略の方向にするようです。

○長岐会長

他県ではこのような状況のようですが、皆様、特に意見はございませんか。

特に意見等もないということで、事務局提案のとおり「秋田地方最低賃金審議会運営規程」及び「秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程」について改正案のとおり変更してよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのように変更し、本日の審議会から議事録署名を省略することとします。

それでは次に、秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領の改正について審議します。事務局から提案理由を説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは2点目の秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領の改正について、説明させていただきます。

資料8をご覧ください。令和3年6月に内閣官房行政改革推進本部により「業務・手続きにおけるFAXの利用停止について」依頼がありましたが、例外的に

マスコミ関係者とのやり取りはFAX利用が必要と整理され、利用を継続してきたところです。しかし、引き続き見直しを検討するよう依頼されており、令和4年10月には本省より、「速やかにFAXから他の方法に切り替えるよう」指示があったものです。各方面とのやり取りでメールが定着していることから、FAXからメールへの切り替えについて秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領の改正を提案するものです。

(新旧対照表)をご覧ください。秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領の別紙1 5 申込要領について(1)の文中の「FAX番号及びFAX」を「メールアドレス及びメール」に改正するものです。

なお、報道機関へはFAX利用廃止については通知済みです。以上です。

#### ○長岐会長

FAXの利用を廃止してメールで行うということです。

「秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領」について、一部変更するというものであります。只今の事務局の説明に何か質問ございますか。

特にないようですので、事務局提案のとおり「秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領」について変更します。

それでは、事務局で改正された「秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領」を配付してください。

#### ○長岐会長

それでは、次に、3点目の意見聴取について、審議いたします。

事務局から提案理由を説明してください。

#### ○佐藤賃金室長

3点目として、意見聴取について説明させていただきます。

さきほど、局長から最低賃金の決定について諮問させていただきましたので、本日、最低賃金法第25条第5項に基づく諮問に係る意見聴取の公示を行います。この意見聴取の公示に対して、例年、意見書が提出されております。今年も意見書の提出があるものと考えております。

仮に、例年と同様に意見書が提出された場合には、8月1日開催予定の第1回専門部会で意見聴取することを予め議決していただければ、円滑な審議会運営ができると考えております。

仮定の話で大変恐縮ではございますが、意見書が提出された場合について、8月1日開催予定の第1回専門部会で意見聴取する方向で調整することとしてよろ

しいかについてご審議いただきたいと考え、提案させていただきます。

ただし、例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えております。以上よろしくお願いたします。

#### ○長岐会長

それでは、事務局から説明がありました、8月1日の第1回専門部会での意見聴取について審議いたします。仮に意見書の提出があった場合に、意見聴取するか否か、委員の皆様からご意見ございますか。新しい委員もわからないことがありましたらこの機会にご質問よろしくお願いたします。

特にないようですが、意見書が提出された場合、8月1日の第1回専門部会で意見聴取することよろしいでしょうか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○長岐会長

それでは、特に意見等もないようですので、8月1日の専門部会で意見聴取を実施する方向で事務局が調整してください。よろしくお願いたします。

それでは次に、「最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策」について、事務局から説明してください。

#### ○佐藤賃金室長

それでは、最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について説明させていただきます。本日、カラーのリーフレットを配付させていただいております。

一つは、令和5年度業務改善助成金のご案内になります。

助成金を活用し、賃金引上げと業務改善に取り組みたい、という事業所の方にはぜひ検討していただきたい制度ですが、概要としては、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性の向上に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を最大で600万円助成する、というものです。

1ページにありますとおり、対象事業者は、事業場規模が100人以下の中小企業・小規模事業者であって、事業場内で一番低い賃金と、地域別最低賃金の差額が30円以内であること、となっています。秋田県であれば、事業場内最低賃金が853円以上883円以下となります。

対象となる設備投資は、POSレジシステムの導入による在庫管理の短縮、リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、店舗改装による配膳時間の短縮、デ

リバリーバイク導入による配達時間の短縮などがあげられます。

令和4年度は「通常コース」と、新型コロナウイルス感染症に係る「特例コース」の2つのコースを設定していましたが、今年度は通常コースのみとなっています。ただし、2ページ目の中段にありますとおり、一定の要件に当てはまる場合は「特例事業者」として3ページにある助成対象経費の拡充を受けられるようになっております。

続いて、「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットをご覧ください。「秋田働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士等が、賃金の引上げとそれに伴う生産性向上のための設備投資などにかかる業務改善助成金の相談やその他各種助成金の活用などについて、無料で相談に応じておりますので、積極的にご活用いただけるよう周知を行っているところです。

次に、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」をご覧ください。業務改善助成金などの賃金引上げに関する支援、生産性向上に関する支援、下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援、資金繰りに関する支援など細かく支援策が記載されており、省庁横断的な支援施策となっております。詳しくは後ほどご覧いただければと思います。

最後に、令和4年度業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表と都道府県別申請件数一覧、令和5年度都道府県別申請件数一覧です。

令和4年度の全国確定値 申請件数7,239件、交付決定件数5,668件、秋田県の申請件数は通常コース44件、特例コース12件の合計56件の申請となっております。

全国の申請件数は、対前年度比143.4%となっており、秋田県は147.3%と全国を上回っていますが、件数では東北では最下位。全国でも下から4番目という状況です。

令和5年度の5月末までの2か月間の申請件数は、全国で526件、秋田は1件の申請となっております。業務改善助成金は特に、最低賃金の引上げのための支援施策でありますので、これまでも雇用環境・均等室と連携して、あらゆる機会をとらえて事業場に対して周知を図ってきたところですが、今年度も改定最低賃金の発効に向け、早期かつ重点的に周知広報に取り組んで参りたいと思います。

最低賃金引き上げに向けた中小企業支援対策についての説明は以上です。

#### ○佐々木賃金指導官

それでは続きまして私の方から参考資料集について説明いたします。

お手元に配付しております水色のフラットファイル「令和5年度 秋田地方最低賃金審議会 参考資料集」について、簡単にご説明いたします。

それでは、最初に目次がありまして、資料1から15とあります。順に説明いた

します。資料1「令和5年度春闘 各機関別賃上げ集計状況」についてです。連合、経団連、厚生労働省が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。賃上げ率、妥結額とも昨年同時期を上回っている状況です。なお、厚生労働省の令和5年度の集計状況は8月上旬公表予定となっております。

資料2は秋田財務事務所発表資料の「県内経済情勢報告(令和5年4月判断)」です。1ページの総論「総括判断」では「持ち直しに向けたテンポが緩やかにになっている。」としています。

資料3は「令和4年4月の標準生計費」、資料4は「秋田市における一人世帯標準生計費」、資料5は「生活保護基準額」、資料6は「生活保護基準の推移」となっております。

資料7は「令和4年賃金構造基本統計調査の概況」です。都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額が掲載されている資料を1枚目に、2枚目以降が「令和4年の概況」となっております。

資料8は「令和4年 秋田市消費者物価指数(年報)」、資料9は「消費者物価指数 秋田市(令和5年4月分)」です。

資料9の令和5年4月分の秋田市概況を見ますと、総合指数は2020年(令和2年)を100として106.7となっており、前月比は0.5%の上昇、前年同月比は3.3%の上昇となっております。

資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報(令和5年3月分)」です。秋田、東北、全国の全てで季節調整済指数が前月比プラスとなっております。

資料11は「毎月勤労統計調査 令和4年 平均の概況(秋田県)」、資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和5年3月分)」です。資料12の3月分速報では事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、244,889円で前月比4.4%の増、前年同月比では3.5%の増となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和5年5月分)」です。有効求人倍率は1.34倍で、前月比0.03ポイント減となっており、東北では第4位となっております。概況の県内雇用情勢は「持ち直しの動きが弱まっており、物価上昇などが今後の雇用に与える影響に注意する必要がある」といった状況となっております。

資料14は日本銀行秋田支店発表資料の「県内金融経済概況(2023年6月19日)」です。基調判断の項目にある県内概況は「県内景気は、持ち直している。」としています。

資料15は同じく日本銀行秋田支店発表資料の「秋田県内「全国企業短期経済観測調査」結果」(2023年3月調査)となっております。

以上、15種類の資料を準備させていただきましたので、今後の審議の参考としていただければ幸いです。なお、第2回本審開催までに新しいデータが発表され



たものについては、最新資料を配付する予定です。

最後に、参考資料集とはべつに、今年度に入ってすでに委員の皆様にお配りしている労働調査会で発行している「令和5年度版 最低賃金決定要覧」について一部に誤りがあったとのことで、正誤表がとどきましたので机上配付しております。後ほどご確認願います。私からは以上です。

○長岐会長

ただいま、中小企業支援対策と参考資料集について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

質問がないようなので、次に移ります。

事務局から、ほかに何かありますか。

○佐藤賃金室長

報道関係者からの照会に対する対応についてのお願いです。

先ほど配付いたしました審議会の公開に関する事務処理要領をご覧ください。事務処理要領の4番の①にありますように、審議会の概要につきまして、事務局が対応することといたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○長岐会長

皆さんから意見・ご質問何かありませんか。

特にないようですので、本日の秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。次回は、8月1日に本審と専門部会が予定されていますので、よろしくお願い致します。本日はお疲れ様でした。